

## 建築基準法の間接検査対象建築物の見直し案について

### 1 中間検査制度について

「建築基準法（以下「法」という。）」では、工事中の建築物が法に適合しているかを確認するために、柱や梁の構造等、建築物の隠蔽部を施工段階で検査する中間検査制度があり、特定行政庁（本市においては京都市長）が対象建築物等を定めることができる。本市では平成11年から中間検査制度を導入している。

### 2 見直しの背景について

現在、建築確認制度において、木造2階建て住宅等の小規模なものは構造規定等の審査及び検査が部分的に省略されている。

令和7年4月には、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正により、全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられる。これに伴い、断熱材や太陽光発電設備等の設置により建築物が重量化することとなる。

これを受けて建築物の構造安全性を確実に担保するため、これまで審査及び検査が部分的に省略されていた建築物について、構造規定等を含めた全ての規定のチェックを求める改正法が、令和7年4月に施行される。

この改正法に併せて、本市の中間検査対象建築物の見直しを行うものである。

### 3 中間検査対象建築物の見直し案について

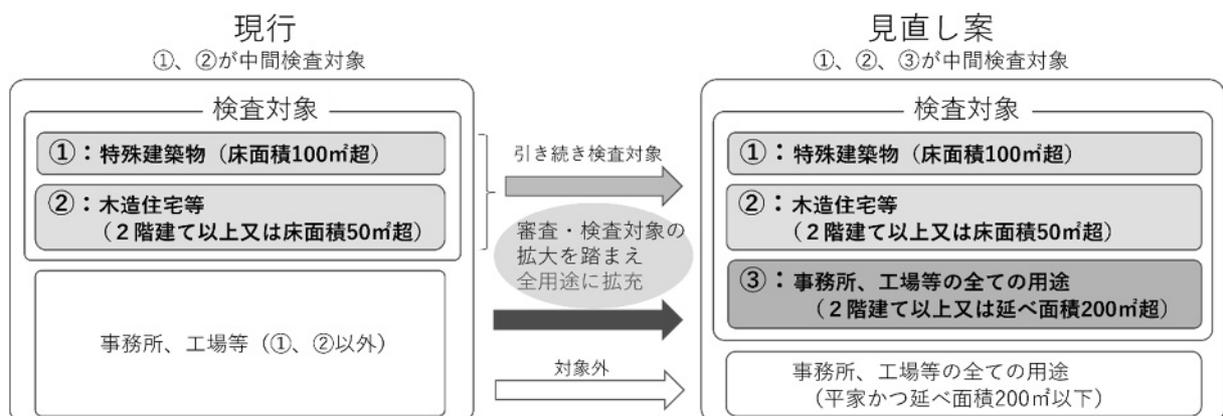
現行の対象建築物に加え、改正法において構造規定等を含めた全ての規定のチェックが求められる建築物を新たに対象とする。

【現行】①：不特定多数が利用する特殊建築物のうち床面積が100㎡超のもの

②：木造住宅等で2階建て以上又は床面積が50㎡超のもの

【見直し案】①、②：現行の対象建築物

③：2階建て以上又は延べ面積が200㎡超のもの（全ての用途）



### 4 今後のスケジュール

令和6年10月 公示

(周知期間6箇月程度)

令和7年4月1日 施行